

アニマルウェルフェアガイドライン

伊藤ハム米久グループ（以下、当社グループ）は、「伊藤ハム米久グループ アニマルウェルフェアポリシー」のもと、家畜・家禽（以下、家畜）の生命を尊重し、当社グループの飼養管理、輸送、食肉処理の各工程においてアニマルウェルフェアに配慮した取り組みを推進するために「アニマルウェルフェアガイドライン（以下、本ガイドライン）」を制定し、アニマルウェルフェアの向上に努めます。

1. 基本的な考え方

- ①本ガイドラインを運用するにあたり、家畜伝染病予防法、飼料安全法、と畜場法などの畜産産業に関連する法令・規制を遵守します。
- ②家畜固有の特性や気候にも適合しながら、良好なアニマルウェルフェアを確保・向上するため、飼養管理の方法やその体制の整備に努め、定期的にアニマルウェルフェアが確保されていることの確認を行います。アニマルウェルフェアが損なわれたことが確認された場合には、原因の特定に努め、改善を図ります。
- ③当社グループ従業員に「伊藤ハム米久グループ アニマルウェルフェアポリシー」の理解と意識の向上を図り、家畜の飼養管理・食肉処理の業務に携わる者には、アニマルウェルフェアに関する知識と業務遂行に必要な技術習得のための適切な研修等を実施します。
- ④当社グループのアニマルウェルフェアへの取り組みに関する情報を適切に開示します。

2. 飼養管理

①管理方法

- ・家畜の健康状態や取り扱いを把握し、家畜に不要なストレスを与えるような行動や手荒な扱いを避け、けがをさせないように可能な限り丁寧に扱います。また、病気の発生予防に努めます。
- ・農場や畜舎・鶏舎においては、感染症のリスク低減や病原体の拡散防止に取り組み、衛生環境の確保に努め、家畜にとって快適な環境を提供します。
- ・病気やけがをしているおそれのある家畜が確認された場合は、速やかに適切な処置を行い、必要に応じて獣医師と相談して対処します。
- ・痛みを伴うおそれのある処置を行う場合は、可能な限り苦痛を生じさせない最適な時期と方法について獣医師の指導を求め、正しい知識と技術を習得した者が行います。家畜への過度なストレスを防止するとともに感染症の予防に努め、治療が必要な家畜が確認された場合は速やかに適切な処置を行います。
- ・安楽死を決定した場合は、家畜に不要なストレスを与えないよう、正しい知識と技術を習得した者が可能な限り迅速に対処します。対象となる家畜の移動が必要な場合は、丁寧に扱うとともに最低限の移動となるように注意します。また、疾病等のまん延防止のため、防疫管理に配慮した場所や方法で自らの安全も考慮して、適切な処置を行います。
- ・家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するために安楽死を実施しなければならない場合については、特定家畜伝染病防疫指針等に基づき適切に行います。

②栄養

- ・適切な栄養状態と健康を維持し、各畜種の正常な発育等を行うため、発育段階等に合わせ、生理的要求を満たす飼料と飲用水を質および量ともにすべての家畜が過不足なく得ることができるよう努めます。飼料は、「日本飼養標準」や「日本標準飼料成分表」等を参照し配合された飼料を給与します。飲用水は、健康に有害な汚染物質を含まない新鮮で飲用に適した十分な量を給与し、夏季の高温や冬季の凍結に注意します。
- ・給餌器や給水器等の設備は定期的な点検や清掃を行い、適切に維持します。

③畜舎・鶏舎

- ・舎内の温度や湿度の急激な変化や可能な限りの騒音の抑制、各畜種の習性に応じた適切な照明の確保、良好な換気の実施等、家畜にとって快適な環境の確保に努め、病気やけがおよびストレスが軽減されるように配慮します。
- ・施設の問題を把握し、破損箇所や突起物等によって家畜がけがをしないよう注意します。また、病原体や有害動物等の侵入や発生、常在化の防止等、必要な管理設備を備え、維持・管理します。
- ・新たに畜舎・鶏舎を建築または改修する際は「5つの自由」を考慮しつつ、家畜の健康およびアニマルウェルフェアに関する専門的な知識に基づき設計等を行います。

④アニマルウェルフェアの状態確認と自然災害等の備え

- ・アニマルウェルフェアが損なわれた場合は、常同行動等を始めとするストレスに由来する異常行動、疾病の罹患率や損傷率、死亡率の上昇、外観（体重およびボディコンディション）の変化等が生ずることがあるため、飼養管理や家畜の観察を実施して健康状態の悪化の兆候がないかの確認を行います。これらの兆候が確認された場合には、原因の特定に努め、その改善を図ります。
- ・自然災害や農場の火災等により電気・水および飼料の供給が停止し、家畜の健康や飼養環境へ悪影響が及ぶことを可能な限り抑え、緩和するため、主なサービス事業者の連絡先の把握や飼料および燃料の備蓄、取水方法の検討等の予防的措置を講じます。

3. 輸送（家畜の搬入と搬出）

- ・輸送する畜種や家畜の状態に応じた適切な輸送計画を作成し、輸送にかかる総時間は最小限となるように努めます。
- ・家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守し、輸送前に家畜の健康状態やけがの有無等を確認します。病気やけがをしているおそれのある家畜が確認された場合は、必要に応じて獣医師と相談して対処します。
- ・積み込みや積み下ろしの際に、家畜を投げたり不用意に落としたり等の手荒な扱いをせず、けがをさせないように丁寧に扱うこと、家畜に不要なストレスと過度な負担を与えないこと、輸送中は急ハンドル・急ブレーキ等を避け安全運転を心がけることを輸送業者に要請します。
- ・家畜の安全を確保するため、積み込みや積み下ろしのための施設、通路、車両、コンテナ等は、破損箇所や突起物等によって家畜がけがをしないよう注意します。
- ・過度の空腹、口渇、疲労が予測される長時間の輸送の場合は、畜種や家畜の状態、輸送時間、天候などにも考慮し、適切に給餌や給水、休息をとることができるように配慮します。

4. 係留所での管理・食肉処理

- ・係留所は清潔にし、家畜にとって快適であるような環境づくりに努め、適切に給餌や給水ができるように配慮します。施設や使用する設備・器具は適切に維持・管理し、家畜が移動する通路は破損箇所や突起物等によって家畜がけがをしないよう注意します。
- ・家畜を係留および移動させる際は、家畜に不要なストレスを与えるような行動や手荒な扱いを避け、可能な限り丁寧に扱います。家畜との距離や位置関係にも配慮し、転倒等によってけがをしないように誘導するとともに、家畜にけがを負わせたり不要な痛みを与えたりする可能性のある補助道具の使用は極力避け、苦痛を与えることがないように配慮します。
- ・食肉処理においては、正しい知識と技術を習得した者が可能な限り迅速に行います。
- ・獣医学的知識をもつ資格を有する検査員が生体検査を実施するとともに、防疫措置や衛生管理体制等を整備します。